

令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件ほか7件

裁判官 古市文孝 奥山直毅 荻野史菜(言渡日 令和8年3月18日)

判決要旨

【主文】

- 5 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

【争点に対する判断の概要】(略語の定義及び説明は判決書別紙3略語表参照)

- 1 争点1(両ダム所長らは、本件洪水当時、両ダムについて、大規模洪水に
10 応じた放流操作を行うべきであったのにこれを怠り、また、四国地方整備局河
川部長は、本件洪水当時、両ダム所長らに前記の放流操作を行わせるべきであ
ったのにこれを怠ったか)について

- (1) 原告らは、野村ダム所長が、R2改正前野村ダム操作規則によらず又はこ
れを柔軟に運用して洪水の規模・状況に応じた放流操作を行わなかったこと
が違法であるなどと主張する。

15 しかしながら、野村ダム所長が、洪水調節開始時点で、ダムの上流域の降
雨が7月7日の朝になると、1/285年超過確率というダムの計画規模を
超える豪雨になることを認識し又はこれを容易に認識し得たと認めることは
できない。また、R2改正前野村ダム操作規則は発生頻度の高い中小規模洪
水において肱川下流域の洪水被害を軽減させるために制定されたものであり、
20 事前放流の際もR2改正前野村ダム操作規則がそのような経緯で制定された
ことはダムの操作において前提とされていた。

25 そうすると、野村ダム所長において、R2改正前野村ダム操作規則によら
ずに又はこれを柔軟に運用してダムを操作しなければならない特段の事情が
あったとは認められず、野村ダム所長及び四国地方整備局河川部長に国賠法
1条1項違反、2条1項違反は認められない。

- (2) 山鳥坂ダム所長においても、R2改正前鹿野川ダム操作規則によらずに又

はこれを柔軟に運用してダムを操作しなければならない特段の事情があったとは認められず、山鳥坂ダム所長及び四国地方整備局河川部長に国賠法1条1項違反、2条1項違反は認められない。

2 争点2 (両ダム所長らは、本件洪水当時、両ダムの放流に際し、下流に急激な水位の変動が生じないようにすべきであったのにこれを怠り、また、四国地方整備局河川部長は、本件洪水当時、両ダム所長らに前記の放流操作を行わせるべきであったのにこれを怠ったか) について

(1) 原告らは、野村ダム所長において、異常洪水時防災操作が開始されることを認識した7月7日午前4時20分から、野村ダムの放流量を10分当たり39m³ずつ増やす操作を行わなかったことが違法であるなどと主張する。

しかしながら、野村ダム所長が、原告の主張するような、操作規則によらずに又は操作規則を柔軟に運用してダムの操作を行うべき特段の事情があったと認められないことは、争点1で述べたのと同様である。

よって、野村ダム所長及び四国地方整備局河川部長に国賠法1条1項違反は認められない。

(2) 山鳥坂ダム所長においても、異常洪水時防災操作が開始されることを認識した7月7日午前5時40分から、鹿野川ダムの放流量を15分当たり100m³ずつ増やす操作を行うべき特段の事情があったとは認められず、山鳥坂ダム所長及び四国地方整備局河川部長に国賠法1条1項違反は認められない。

3 争点3 (両ダムの令和2年改正前の操作規則には通常有すべき安全性を欠いた瑕疵があったか) について

肱川の自然的条件としては、洪水被害を受けやすい地形特性、及び多数回で規模も異なる洪水被害の発生を指摘することができる。また、肱川の社会的条件としては、平成7年7月洪水当時、肱川の上下流で治水対策のバランスが取れていなかったこと、平成7年7月洪水が、大洲市内において国の激甚災害指定を受けるほどの甚大な被害を及ぼすものであり、これを契機として、両ダム

の平成8年の操作規則改正が行われたこと、平成8年の操作規則改正が、複数の操作方法を比較検討して選定されたことを指摘することができる。さらに、両ダムの平成8年改正後の操作規則は、本件洪水までの間、中小規模洪水において相応の効果を上げていたこと、本件洪水までの間、肱川の上下流の治水対策のバランスは未だ取れていなかったことを指摘することができるほか、平成16年8月洪水、平成17年9月洪水、平成23年9月洪水等の発生にもかかわらず、両ダムの操作規則の再改正を求める声が高まっていた等の事情も認められない。

以上の諸般の事情を総合的に考慮すると、被告国において、本件洪水当時、両ダムの令和2年改正前操作規則をもって両ダムを運用していたことにつき、同種・同規模の河川管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認し得る安全性を欠いていたものとは認められないから、被告国に国賠法2条1項違反は認められない。

4 争点4（野村ダム所長は、放流情報の関係機関への通知をすべきであったのにこれを怠り、また、両ダム所長らは、放流情報の一般への周知のため必要な措置をとるべきであったのにこれを怠ったか）について

(1) 野村ダム所長は、異常洪水時防災操作開始（7月7日午前6時20分）の約1時間前までに、野村支所に対する1時間前通知を行っていない。これは、野村ダム所長が、同日午前5時以降、肱川洪水予測システムのデータに基づき、異常洪水時防災操作の開始時刻を遅らせることが可能かどうかを検討したからであり、その過程に不合理な点は見当たらない。また、野村ダム所長が、同日午前6時頃、肱川洪水予測システムのデータ等に基づき、異常洪水時防災操作開始の見込み時刻を午前6時50分と決定して通知した点も、殊更不合理であるとまでいうことはできない。その後、野村ダムへの流入量の急増や予測雨量の急増の見込みがデータ上明らかになったところ、これは、同日午前6時頃、雨量レーダーにおいて肱川の上流域に突然出現した雲から

の降雨に対応したものであった。

そうすると、野村ダム所長が、異常洪水時防災操作開始の約1時間前までに1時間前通知を行うことのできなかった点には特段の事情があった。加えて、野村ダム所長が、野村支所長に対し、1時間前通知に先立ち、同日午前6時20分から異常洪水時防災操作に移行予定である旨を伝えており、現に野村地区においてはこれを前提として避難準備が進んでいたことも併せ検討すれば、野村ダム所長に国賠法1条1項違反、2条1項違反は認められない。

(2) 両ダム所長らは、法令、操作規則及び操作細則の規定に従い、異常洪水時防災操作開始前に、放流情報を一般に周知させるために必要な措置をとったといえる。そうすると、両ダム所長らに国賠法1条1項違反、2条1項違反は認められない。

5 争点5（愛媛県は、野村地区の堤防整備を行うべきであり、被告国は、かかる堤防整備を指導監督すべきであったのにこれを怠ったか）について

15 肱川のうち野村地区に係る区間は、愛媛県知事が管理の一部を行う指定区間に当たるから、指定区間の堤防整備工事の実施の権限は、愛媛県知事にあると認められる。そうすると、被告国は、前記指定区間の堤防整備工事の実施それ自体については、職務上の法的義務を負うものではなく、被告国に国賠法1条1項違反、2条1項違反は認められない。

20 争点6（被告西予市は、野村ダムの放流情報を住民に伝えるべきであったのにこれを怠り、また、正確な避難指示を住民に伝えるべきであったのにこれを怠ったか）について

(1) まず、7月7日午前5時10分頃における野村支所長の対応について見るに、野村支所長は、3回にわたり、防災行政無線で避難を呼びかける放送をしたほか、ライフジャケットを着用した消防団員により、野村地区のほぼ全世帯について戸別訪問及び避難誘導を行わせた。そして、住民の大半が、消防団員の呼びかけによって避難行動を起こそうとし、結果として対象地区内

1922名のうち、わずかに39名の残留者を残すのみであった。これらの事情等を考慮すれば、野村支所長による、野村ダムの放流情報の伝達や避難指示の通知において、事後的に見れば、改善の余地や不十分さがあつたとしても、その内容等に裁量権の逸脱濫用があつて著しく不合理であつたということとはできない。

(2) 次に、7月7日午前6時8分頃における野村支所長の対応について見るに、確かに、野村支所長は、野村ダム所長から野村ダムの最大放流量が1750 m³/sに達し、大変なことになる旨の連絡を受けたにもかかわらず、これを住民に伝えなかつたところ、事後的に見れば、この点に改善の余地があるとはいえる。しかしながら、前記で述べた事情等に照らせば、そのような対応に出なかつたことをもって、裁量権の逸脱濫用があつて著しく不合理であつたということとはできない。

(3) よつて、被告西予市に国賠法1条1項違反、2条1項違反は認められない。

7 争点7 (被告大洲市は、鹿野川ダムの放流情報を住民に伝えるべきであつたのにこれを怠り、また、正確な避難指示を住民に伝えるべきであつたのにこれを怠つたか) について

(1) まず、7月7日午前6時頃における大洲市長の対応については、避難指示発令、情報提供のいずれについても裁量権の逸脱濫用があつて著しく不合理であつたということとはできない。

(2) 次に、7月7日午前6時20分頃における大洲市長の対応については、避難指示発令、情報提供のいずれについても裁量権の逸脱濫用があつて著しく不合理であつたということとはできない(ただし、情報提供については、事後的に見れば、住民に対する通知が望ましかつたとはいえる。)

(3) さらに、7月7日午前6時50分頃における大洲市長の対応について。まず、大洲市長がこの時点又はその直後に避難指示の発令を行わなかつたことについて見るに、被告大洲市は、この頃、山鳥坂ダム所長から、鹿野川ダム

の放流量が3000～6000 m³/sになる等の情報を得たところ、避難指示の発令基準として水位基準が設けられていたのに、前記の放流量に対応する正確な水位までは把握できなかった。そして、被告大洲市が、大洲河川事務所から回答を得るまでの時間が十数分の範囲に止まっていたことも考慮すると、大洲市長が、その回答を得てから避難指示の発令を決定したことに裁量権の逸脱濫用があって著しく不合理であったということはできない。また、被告大洲市は、大洲河川事務所から肱川の今後の水位見込みについて回答を得た後、避難指示発令までに更に30分近くを要しており、事後的に見れば、やや遅いとの批判を免れないとしても、この点に裁量権の逸脱濫用があって著しく不合理であったとまでいうことはできない。

さらに、大洲市長がこの時点又はその直後に情報の伝達を行わなかったことについて見るに、被告大洲市が、これより前に、避難勧告等を含む各種の情報をその住民に提供済みであって、結局、同日午前7時30分には避難指示の発令に至ったものであることも併せ検討すれば、被告大洲市において山鳥坂ダム所長からのダム操作の通知に関する伝達を避難指示とともに行ったことは、遅きに失するとの批判もあり得るとしても、この点に裁量権の逸脱濫用があって著しく不合理であったとまではいうことができない。

(4) よって、被告大洲市に国賠法1条1項違反、2条1項違反は認められない。

以上